

施工体制確認型総合評価落札方式について

I 施工体制確認型総合評価落札方式

1 低入札価格調査基準価格

低入札価格調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.35を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 ヒアリングのための追加資料【※各様式略】

- (1) 入札参加者の申込みに係る価格が記1の低入札価格調査基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。（別添2の「特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成の上、提出すること。なお、添付書類の提出は不要。）

- ・下請予定業者等一覧表（様式4）
- ・配置予定技術者名簿（様式5）
- ・資材購入予定先一覧（様式8－2）
- ・機械リース元一覧（様式9－2）
- ・労務者の確保計画（様式10－1）
- ・工種別労務者配置計画（様式10－2）
- ・建設副産物の搬出地（様式11）
- ・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
- ・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13－1）
- ・品質確保体制（品質管理計画書）（様式13－2）
- ・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13－3）
- ・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14－1）
- ・安全衛生管理体制（点検計画）（様式14－2）
- ・施工体制台帳（様式16）

- (2) VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として次の様式を提出するものとする。

なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

- ・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式2－1）
- ・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式2－2）
- ・VE提案等によるコスト縮減額調書（様式3）

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、技術提案書、本文記10の施工体制確認のためのヒアリング、記2(1)の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。なお、記2(1)の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがある。

- (1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査

する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかにについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が記1の低入札価格調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が記1の低入札価格調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした下記Ⅱ3の表上欄に掲げる各費用項目の金額（直接工事費の「額」は、直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額）に、同表下欄に掲げる率をそれぞれ乗じ、さらに100分の108を乗じて得た金額を合計した価格をいう。（3）において同じ。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認（証明）できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式11、様式12）
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式14-1、様式14-2）
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式13-1、様式13-2、様式13-3）

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかにについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が記1の低入札価格調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が記1の低入札価格調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認（証明）できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式4、様式16）
- ② 施行計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式8-2、様式9-2、様式10-1、様式10-2）

- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか（様式5）

II 予算決算及び会計令第86条の調査について

- 1 低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を実施する。
ここで、低入札価格調査基準価格は、記Ⅰ1に記載するとおりである。
- 2 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。
 - (1) その価格により入札した理由
 - (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
 - (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
 - (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
 - (5) 手持資材の状況
 - (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
 - (7) 手持機械数の状況
 - (8) 労務者の具体的供給見通し
 - (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
 - (10) 経営内容
 - (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
 - (12) (9)の公共工事の成績状況
 - (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
 - (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
 - (15) その他必要な事項
- 3 低入札価格調査の対象者のうち、その者の申し込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないものに対しては、低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

なお、本工事においては「低入札価格調査対象者の申込みに係る価格の積算内訳」及び「予定価格の積算内訳」である同表上欄に掲げる費用のうち、「直接工事費の額」は、直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額として、特別重点調査の可否を判断する。

ただし、発注者へ提出する低入札価格調査対象者の申込みに係る価格の積算内訳は公共建築工事積算基準（統一基準）に基づき作成すること。

- 4 2に基づく調査の内容のうち、特に次の内容について重点的に調査を行うため、3に定める特別重点調査の対象者は、原則として、特別重点調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して7日以内に、次に定める様式による資料及びその添付書類を、別添2の「特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成の上、提出すること。また、記Ⅰ2に基づき提出した資料と異なる内容を記載しないこと。

- (1) 当該価格で入札した理由（様式1）
 - (2) 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式3）
 - (3) 下請予定業者等一覧表（様式4）
 - (4) 配置予定技術者名簿（様式5）
 - (5) 手持ち工事の状況（様式6-1、様式6-2）
 - (6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）
 - (7) 手持ち資材の状況（様式8-1）
 - (8) 資材購入予定先一覧（様式8-2）
 - (9) 手持ち機械の状況（様式9-1）
 - (10) 機械リース元一覧（様式9-2）
 - (11) 労務者の確保計画（様式10-1）
 - (12) 工種別労務者配置計画（様式10-2）
 - (13) 建設副産物の搬出地（様式11）
 - (14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
 - (15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）
 - (16) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）
 - (17) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）
 - (18) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）
 - (19) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）
 - (20) 安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式14-3）
 - (21) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14-4）
 - (22) 誓約書（様式15）
 - (23) 施工体制台帳（様式16）
 - (24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）
- 5 必要に応じ、4以外の説明資料の提出を求めることがある。
- 6 特別重点調査の対象者は、4及び5の資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。
- 7 4の資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、4の資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として1回に限り再提出等を行うことができる。
- 8 4の資料の提出後、速やかに、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。
- 9 特別重点調査は、最高の評価値をもって入札した者のほか、3の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者は、これに協力しなければならない。
- 10 4及び5の資料を期限までに提出しない場合又は8の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、競争加入者心得第34の規定に違反するものとして入札を無効とする。また、請負者が資料等を提出せず、又は事情聴取に応じなかった場合には、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号大臣官房文教施設企画部長通知。以下「指名停止措置」という。）別表第二第15号に該当することがある。

- 11 特別重点調査の対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は12に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。
- 12 特別重点調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督職員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。
- 13 特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、様式15による誓約書など関係情報の通報を行う。
また、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注した者がある場合は、その受注者に関する情報、受注者の見積りによる施工費用の額等を文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室において、掲示し又は閲覧に供する方法により（閲覧場所を設け、又はインターネット閲覧に供することをいう。）公表する。
- 14 特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については請負代金額の10分の2以内とする。なお、この場合においては、工事請負契約書別記工事請負契約基準第4第2項及び第5項中「10分の1」を「10分の3」とし、同基準第34第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。
- 15 特別重点調査の結果は、公表することがある。